

2ス庁第564号  
令和2年12月24日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿  
各国公立大学長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
各国公立高等専門学校長  
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長  
各スポーツ関係団体の長

スポーツ庁次長  
藤江 陽子

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律等の公布について（通知）

このたび、別添のとおり、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十八号）」（以下「オリパラ特措法等一部改正法」という。）が令和2年12月4日に公布されました。

また、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和二年政令第三百七十二号）」（以下「オリパラ特措法等一部改正法施行期日政令」という。）及び「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第三百七十三号）」（以下「オリパラ特措法等一部改正法整備政令」という。）が令和2年12月24日に公布されました。

これらの法律等の趣旨、内容及び施行期日等は、下記のとおりですので、十分御了知の上、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

また、都道府県知事及び都道府県教育委員会教育長におかれては域内の市町村長及び市町村教育委員会教育長並びに所管又は所轄の学校その他の教育・スポーツ・文化関係機関等に対して、指定都市市長及び指定都市教育委員会教育長におかれては所管又は所轄の学校その他の教育・スポーツ・文化関係機関等に対して、国公立大学法人学長におかれては設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の

認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校に対して、スポーツ関係団体の長におかれては傘下の関係団体等に対して、このことを十分周知願います。

## 記

### 第一 オリパラ特措法等一部改正法について

#### 1. 改正の趣旨

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和3年に延期することに伴い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置期限の延長、令和3年における国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、法人住民税、法人事業税、所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講ずるもの。

#### 2. 改正の内容

##### (1) 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正関係（第一条関係）

ア 法律の題名を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」とすること。

イ 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部は、令和4年3月31日まで置かれるものとする。

ウ 令和3年に限り、海の日を7月22日（オリンピック開会式前日）に、山の日を8月8日（閉会式当日）に、スポーツの日を7月23日（開会式当日）とすること。

##### (2) 地方税法の一部改正関係（第二条関係）

法人住民税及び法人事業税の特例措置の適用期限を延長すること。

##### (3) 租税特別措置法の一部改正関係（第三条関係）

所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長すること。

##### (4) 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正関係（第四条関係）

所要の改正を行うこと。

#### 3. 施行期日

令和2年12月28日

（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされており、オリパラ特措法等一部改正法施行期日政令にて規定）

#### 4. 留意事項

ア 上記2.（1）ウの特例については、令和3年に限った措置であり、令和4年以降は国民の祝日に関する法律の規定が適用されること。

イ 各学校における授業や行事等の日程の設定等に当たっては、本改正による祝日の移動を踏まえ、適切に対応すること。

ウ 大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）にあつては、令和3年度の学事暦の設定について「平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピ

ック競技大会特別措置法及び平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律による国民の祝日に関する法律の特例措置等を踏まえた対応について（通知）」（平成30年7月26日付30ス庁第236号）に示したとおりであること。

## 第二 オリパラ特措法等一部改正法施行期日政令について

オリパラ特措法等一部改正法の施行期日は、令和2年12月28日とすること。

## 第三 オリパラ特措法等一部改正法整備政令について

### 1. 趣旨

オリパラ特措法等一部改正法の施行に伴い、令和3年に開催される東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供する国有財産を無償で使用させることができる期限を定める等関係政令の規定を整備するもの。

### 2. 内容

#### (1) 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令の一部改正関係（第一条関係）

国が令和3年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第14条の規定により国有財産を無償で使用させることができるのは、令和4年3月31日までを限度とすること。

#### (2) 関係政令の整備（第一条から第四条まで関係）

関係政令について、所要の規定を整備すること。

### 3. 施行期日

令和2年12月28日

（オリパラ特措法等一部改正法の施行の日）

添付資料

- 【別添 1－1】平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律
- 【別添 1－2】平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律 新旧対照表
- 【別添 2】平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
- 【別添 3－1】平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
- 【別添 3－2】平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照表
- 【別添 4】「平成 3 2 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成 3 1 年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律による国民の祝日に関する法律の特例措置等を踏まえた対応について(通知)」(平成 30 年 7 月 26 日付 30 ス庁第 236 号)

【本件連絡先】

スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課  
遠藤、田崎、米山  
電話：03-5253-4111（内線 3953）  
FAX：03-6734-3955

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正)

第一条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法

第一条中「平成三十二年」を「令和三年」に改める。

第十条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第二十条第四項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十一条第一項中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

第三十二条中「平成三十二年」を「令和二年」に、「」第一条」を「。以下この条において「祝日法」

という。)第一条」に、「いう」を「いう。次項において同じ」に、「同法」を「祝日法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 令和三年の国民の祝日に関する祝日法の規定の適用については、祝日法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十二日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月八日」と、同条スポーツの日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十三日」とする。

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七条の六第一項及び第八条の六第一項中「令和二年に」を「令和三年に」に、「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の二十三の見出し中「令和二年」を「令和三年」に改め、同条第一項中「令和二年に」を「令和三年に」に、「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第三項中「令

和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第四項各号中「令和二年」を「令和三年」に改める。

第六十七条の十六の二の見出し中「令和二年」を「令和三年」に改め、同条第一項中「令和二年に」を「令和三年に」に、「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第三項中「令和二年」を「令和三年」に改める。

(平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正)

第四条 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十七年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「その翌年」を「令和三年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

2 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号。次項において「航空法等一部改正法」という。）の一部を次のように改正する。

附則第十四条（見出しを含む。）中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

（調整規定）

3 この法律の施行の日が航空法等一部改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後となる場合には、前項の規定は、適用しない。



平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（第一条関係）	1
○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（第二条関係）	7
○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（第三条関係）	9
○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）（第四条関係）	12
○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）（附則第二項関係）	13

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定等について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。</p> <p>（設置期限）</p> <p>第十条 本部は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。</p> <p>（国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>第二十条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定等について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。</p> <p>（設置期限）</p> <p>第十条 本部は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。</p> <p>（国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>第二十条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「組織委員会の負担金及び国の負担金」と、国共済法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項）とあるのは「（同項）と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」とする。

5  
(略)

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「組織委員会の負担金及び国の負担金」と、国共済法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項）とあるのは「（同項）と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」とする。

5  
(略)

(対象大会関係施設の指定等)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、前二項の規定による対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地又は区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の指定並びに当該指定の解除について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第二十九条第一項」と、「対象外国公館等として外国要人の所在する場所を指定し、及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等」とあるのは「対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第五項中「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨(対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等)」とあるのは「対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設」と、「期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

(対象空港の指定等)

(対象大会関係施設の指定等)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、前二項の規定による対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地又は区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の指定並びに当該指定の解除について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第二十九条第一項」と、「対象外国公館等として外国要人の所在する場所を指定し、及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等」とあるのは「対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第五項中「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨(対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等)」とあるのは「対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設」と、「期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

(対象空港の指定等)

第三十条 (略)

2 (略)

3 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、前二項の規定による対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象空港周辺地域の指定並びに当該指定の解除について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項」と、「対象外国公館等」として外国要人の所在する場所を指定し、及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等」とあるのは「対象空港及び当該対象空港」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第五項中「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨（対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等）」とあるのは「対象空港及び当該対象空港」と、「期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

(対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の適用等)

第三十一条 第二十九条第一項及び第二項の規定により対象大会関係施設及び対象大会関係施設周辺地域が指定された場合又は前条第一項及び第

第三十条 (略)

2 (略)

3 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、前二項の規定による対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象空港周辺地域の指定並びに当該指定の解除について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項」と、「対象外国公館等」として外国要人の所在する場所を指定し、及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等」とあるのは「対象空港及び当該対象空港」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第二項」と、同条第五項中「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨（対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等）」とあるのは「対象空港及び当該対象空港」と、「期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

(対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の適用等)

第三十一条 第二十九条第一項及び第二項の規定により対象大会関係施設及び対象大会関係施設周辺地域が指定された場合又は前条第一項及び第

二項の規定により対象空港及び対象空港周辺地域が指定された場合においては、当該対象大会関係施設又は当該対象空港として指定された施設を小型無人機等飛行禁止法第二条第一項に規定する対象施設と、当該対象大会関係施設周辺地域又は当該対象空港周辺地域として指定された地域を同条第二項に規定する対象施設周辺地域とそれぞれみなして、小型無人機等飛行禁止法の規定を適用する。この場合において、小型無人機等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項又は令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中「対象施設及びその」とあるのは「対象施設及び令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項の規定により対象空港として指定された施設（次項において単に「対象空港」という。）並びにこれらの」と、同項第一号中「管理者」とあるのは「管理者（令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項の規定により対象大会関係施設として指定された施設にあつては、同法第八条第一項に規定する組織委員会）」と、同条第三項中「第二号に定める者」とあるのは「第二号に定める者及び対象空港の管理者」と、「及び次の」とあるのは「並びに次の」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者及び対象空港に係る対象施設周辺地域にあつては当該対象空港の管理者」とする。

2  
(略)

二項の規定により対象空港及び対象空港周辺地域が指定された場合においては、当該対象大会関係施設又は当該対象空港として指定された施設を小型無人機等飛行禁止法第二条第一項に規定する対象施設と、当該対象大会関係施設周辺地域又は当該対象空港周辺地域として指定された地域を同条第二項に規定する対象施設周辺地域とそれぞれみなして、小型無人機等飛行禁止法の規定を適用する。この場合において、小型無人機等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項又は平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中「対象施設及びその」とあるのは「対象施設及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項の規定により対象空港として指定された施設（次項において単に「対象空港」という。）並びにこれらの」と、同項第一号中「管理者」とあるのは「管理者（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項の規定により対象大会関係施設として指定された施設にあつては、同法第八条第一項に規定する組織委員会）」と、同条第三項中「第二号に定める者」とあるのは「第二号に定める者及び対象空港の管理者」と、「及び次の」とあるのは「並びに次の」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者及び対象空港に係る対象施設周辺地域にあつては当該対象空港の管理者」とする。

2  
(略)

第三十二条 令和二年の国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）以下この条において「祝日法」という。）第一条に規定する国民の祝日をいう。次項において同じ。）に関する祝日法の規定の適用については、祝日法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十三日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月十日」と、同条スポーツの日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十四日」とする。

2 | 令和三年の国民の祝日に関する祝日法の規定の適用については、祝日法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十二日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月八日」と、同条スポーツの日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十三日」とする。

第三十二条 平成三十二年の国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第一条に規定する国民の祝日をいう。）に関する同法の規定の適用については、同法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十三日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月十日」と、同条スポーツの日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十四日」とする。

（新設）

改正後	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第七条の六 道府県は、恒久的施設を有する外国法人（第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）のうち令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会（第三項において「大会」という。）の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者（以下この項及び次項において「大会関連外国法人」という。）に対しては、当該大会関連外国法人の平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度（以下この条において「特定事業年度」という。）に限り、第二十四条第一項の規定にかかわらず、道府県民税の均等割及び法人税割を課することができない。ただし、大会関連外国法人が租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係る事業（以下この条において「大会関連事業」という。）以外の事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第八条の六 道府県は、恒久的施設を有する外国法人（第七十二条第一項第五号に規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）のうち</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第七条の六 道府県は、恒久的施設を有する外国法人（第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）のうち令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会（第三項において「大会」という。）の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者（以下この項及び次項において「大会関連外国法人」という。）に対しては、当該大会関連外国法人の平成三十一年四月一日から令和二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度（以下この条において「特定事業年度」という。）に限り、第二十四条第一項の規定にかかわらず、道府県民税の均等割及び法人税割を課することができない。ただし、大会関連外国法人が租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係る事業（以下この条において「大会関連事業」という。）以外の事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第八条の六 道府県は、恒久的施設を有する外国法人（第七十二条第一項第五号に規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）のうち</p>



令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者（以下この条において「大会関連外国法人」という。）が行う租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係る事業（次項において「大会関連事業」という。）に対しては、当該大会関連外国法人の平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度（次項において「特定事業年度」という。）に限り、第七十二条の二第一項の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

2  
(略)

令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者（以下この条において「大会関連外国法人」という。）が行う租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係る事業（次項において「大会関連事業」という。）に対しては、当該大会関連外国法人の平成三十一年四月一日から令和二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度（次項において「特定事業年度」という。）に限り、第七十二条の二第一項の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

2  
(略)

改正後	現行
<p>（令和三年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）</p> <p>第四十一条の二十三 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会若しくは東京パラリンピック競技大会（以下この項において「大会」という。）に参加をし、又は大会関連業務（大会の円滑な準備又は運営に関する業務をいう。第三項において同じ。）に係る勤務その他の人的役務の提供を行う非居住者で政令で定めるものの所得税法第六十一条第一項第十二号イ又は第十七号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるもの（平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間における当該参加又は当該提供に係るものに限る。）については、所得税を課さない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 大会関連業務を行う外国法人で政令で定めるものが支払を受ける所得税法第六十一条第一項第十一号に掲げる使用料で政令で定めるもの（平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間において行われる同号の業務に係るものに限る。）については、当該使用料が当該外国法人の法人税法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものである場合には所得税法第七条第一項第五号、第七十八條及</p>	<p>（令和二年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）</p> <p>第四十一条の二十三 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会若しくは東京パラリンピック競技大会（以下この項において「大会」という。）に参加をし、又は大会関連業務（大会の円滑な準備又は運営に関する業務をいう。第三項において同じ。）に係る勤務その他の人的役務の提供を行う非居住者で政令で定めるものの所得税法第六十一条第一項第十二号イ又は第十七号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるもの（平成三十一年四月一日から令和二年十二月三十一日までの間における当該参加又は当該提供に係るものに限る。）については、所得税を課さない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 大会関連業務を行う外国法人で政令で定めるものが支払を受ける所得税法第六十一条第一項第十一号に掲げる使用料で政令で定めるもの（平成三十一年四月一日から令和二年十二月三十一日までの間において行われる同号の業務に係るものに限る。）については、当該使用料が当該外国法人の法人税法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものである場合には所得税法第七条第一項第五号、第七十八條及</p>

び第七十九条の規定は適用しないものとし、当該使用料が当該外国人の法人税法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものでない場合には所得税を課さないものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第六十六条の二第二項及び第二百三十二条の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（令和三年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るものを除く。」とする。

二 所得税法第二百三十三条の規定の適用については、同条中「規定する国内源泉所得」とあるのは、「規定する国内源泉所得（租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（令和三年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）の規定の適用があるものを除く。」とする。

（令和三年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例）

第六十七条の十六の二 恒久的施設を有する外国法人のうち、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定めるものの平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間に開始す

び第七十九条の規定は適用しないものとし、当該使用料が当該外国人の法人税法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものでない場合には所得税を課さないものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第六十六条の二第二項及び第二百三十二条の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（令和二年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るものを除く。」とする。

二 所得税法第二百三十三条の規定の適用については、同条中「規定する国内源泉所得」とあるのは、「規定する国内源泉所得（租税特別措置法第四十一条の二十三第一項（令和二年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）の規定の適用があるものを除く。」とする。

（令和二年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例）

第六十七条の十六の二 恒久的施設を有する外国法人のうち、令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定めるものの平成三十一年四月一日から令和二年十二月三十一日までの間に開始す

る各事業年度の法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるものについては、法人税を課さない。

2 前項の外国法人の平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度の同項に規定する国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第百四十六条の第二項及び第百五十条の二の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。

4  
(略)

る各事業年度の法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるものについては、法人税を課さない。

2 前項の外国法人の平成三十一年四月一日から令和二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度の同項に規定する国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第百四十六条の第二項及び第百五十条の二の規定の適用については、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部取引（租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例）に規定する国内源泉所得に係るものを除く。）」とする。

4  
(略)

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「ラグビーワールドカップ大会」という。）が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営が令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「ラグビーワールドカップ大会」という。）が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。</p>

○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>附則</p> <p>（令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正）</p> <p>第十四条 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十一条第一項中「第八条中」を「第九条中」に、「第九条第二項」を「第十条第二項」に、「単に「対象空港」を」「対象大会関係空港」に、「第二号」を「第四号」に、「及び対象空港の」を「並びに対象大会関係空港の」に、「対象空港に」を「対象大会関係空港に」に、「当該対象空港の」を「当該対象大会関係空港の」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。</p>	<p>附則</p> <p>（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正）</p> <p>第十四条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十一条第一項中「第八条中」を「第九条中」に、「第九条第二項」を「第十条第二項」に、「単に「対象空港」を」「対象大会関係空港」に、「第二号」を「第四号」に、「及び対象空港の」を「並びに対象大会関係空港の」に、「対象空港に」を「対象大会関係空港に」に、「当該対象空港の」を「当該対象大会関係空港の」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。</p>

政令第三百七十二号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十八号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年十二月二十八日とする。

政令第三百七十三号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十八号）の施行に伴い、及び令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令の一部改正）  
第一条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令

第一条第一項中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」



を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改め、同条第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第三条の表、第四条第四項及び第七項並びに第七条の表中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

(厚生年金保険法施行令及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

一 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第四条の二第一項第六号、第二項第七号、第三項第六号及び第四項第七号

二 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）第

五条第一項第九号

(租税特別措置法施行令等の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「令和二年」を「令和三年」に改める。

一 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の三十三の見出し、同条第一項第一号、第四号及び第五号、第三十九条の三十三の三の見出し並びに同条第一項第一号及び第二号並びに第三項

二 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令(昭和六十三年政令第五十号)別表第一第七号、第二十七号、第三十八号及び第五十四号、別表第三第二号、第二十一号、第三十二号及び第四十八号並びに別表第四第三十号、第三十一号及び第四十一号から第四十三号まで

三 文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)第九十条第一号

(平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令の一部改正)

第四条 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令(令和元年政令第三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第九号中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

第七条の表平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）の項中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令」に改め、同表平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）の項中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

## 附 則

この政令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月二十八日）から施行する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新  
旧対照条文

目次

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）（第一条関係）	1
○厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）（第二条関係）	11
○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）（第二条関係）	13
○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（第三条関係）	14
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）（第三条関係）	17
○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（第三条関係）	22
○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第三号）（第四条関係）	23

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令</p> <p>（国有財産の無償使用）</p> <p>第一条 国が令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（以下「法」という。）第十四条の規定により無償で使用させることができる国有財産は、同条に規定する国有財産のうち次に掲げる施設又はその附属施設の用に供されるものとする。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 国が法第十四条の規定により国有財産を無償で使用させることができるのは、令和四年三月三十一日までを限度とする。</p> <p>（派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例）</p> <p>第三条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令</p> <p>（国有財産の無償使用）</p> <p>第一条 国が平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（以下「法」という。）第十四条の規定により無償で使用させることができる国有財産は、同条に規定する国有財産のうち次に掲げる施設又はその附属施設の用に供されるものとする。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 国が法第十四条の規定により国有財産を無償で使用させることができるのは、平成三十三年三月三十一日までを限度とする。</p> <p>（派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例）</p> <p>第三条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>



八条第 三項第 一号	競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第十七条第七項（同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員をいう。第六項において同じ。）である組合員、継続長期組合員
(略)	(略)

(派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第二条第一項第六号の項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第一百十三条第二項各号列記以外の部分の項中「地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及

八条第 三項第 一号	ック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第十七条第七項（同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員をいう。第六項において同じ。）である組合員、継続長期組合員
(略)	(略)

(派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第二条第一項第六号の項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第一百十三条第二項各号列記以外の部分の項中「地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及

「及び国」と、同表中「  
 及び地方公共団体」と、「国の」とあるのは「第三号に掲げるものは、同  
 号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに令和三年東京オリンピック  
 競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律  
 第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会（以下「組織委員会」  
 という。）及び国の」と、同表中「

第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで	地方公共団体	国
-----------------------	--------	---

「とあるのは「

第百十三条第二項第三号	地方公共団体	組織委員会及び国
第百十三条第三項から第五項まで	地方公共団体	国

「と、

第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関
	規定により地方公共団体	規定により国
	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	職員団体

「とあるのは「

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体の機関	組織委員会及び国の機関
	第八十二条第一項	第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項
	地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三	組織委員会及び国

「及び国」と、同表中「  
 及び地方公共団体」と、「国の」とあるのは「第三号に掲げるものは、同  
 号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十二年東京オリンピ  
 ック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年  
 法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会（以下「組織委員  
 会」という。）及び国の」と、同表中「

第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで	地方公共団体	国
-----------------------	--------	---

「とあるのは「

第百十三条第二項第三号	地方公共団体	組織委員会及び国
第百十三条第三項から第五項まで	地方公共団体	国

「と、

第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関
	規定により地方公共団体	規定により国
	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	職員団体

「とあるのは「

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体の機関	組織委員会及び国の機関
	第八十二条第一項	第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項
	地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三	組織委員会及び国



				項において「地方公共団体等」という。）
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
				<p>「とする。」</p> <p>5・6（略）</p> <p>7 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十二条の規定の適用については、同条中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者」とあるのは、</p> <p>「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二七の二 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラ十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしてオリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員」とする。</p> <p>（法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例）</p> <p>第七条 法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>

				項において「地方公共団体等」という。）
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
				<p>「とする。」</p> <p>5・6（略）</p> <p>7 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十二条の規定の適用については、同条中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者」とあるのは、</p> <p>「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二七の二 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員」とする。</p> <p>（法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例）</p> <p>第七条 法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>









	員	いる	されて	り派遣
		職		定によ

	員	いる	されて	り派遣
		職		定によ

改正後	現行
<p>（法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者等）</p> <p>第四条の二 法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇五（略）</p> <p>六 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会</p> <p>七・八（略）</p> <p>2 第二号厚生年金被保険者について、法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき第二号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第二号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。</p> <p>一 〇六（略）</p> <p>七 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 特別措置法第十七条第七項（同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者</p>	<p>（法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者等）</p> <p>第四条の二 法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 〇五（略）</p> <p>六 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会</p> <p>七・八（略）</p> <p>2 第二号厚生年金被保険者について、法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき第二号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第二号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。</p> <p>一 〇六（略）</p> <p>七 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第十七条第七項（同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者</p>

同法第八条第一項に規定する組織委員会及び国

八・九 (略)

3 法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

六 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会

特別措置法第八条第一項に規定する組織委員会

七・八 (略)

4 第三号厚生年金被保険者について、法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき第三号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第三号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。

一〇六 (略)

七 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会

特別措置法第十七条第七項に規定する派遣職員である第三号厚生年金

被保険者 同法第八条第一項に規定する組織委員会及び国

八・九 (略)

者 同法第八条第一項に規定する組織委員会及び国

八・九 (略)

3 法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

六 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技

大会特別措置法第八条第一項に規定する組織委員会

七・八 (略)

4 第三号厚生年金被保険者について、法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担すべき第三号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第三号厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業主が負担する。

一〇六 (略)

七 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技

大会特別措置法第十七条第七項に規定する派遣職員である第三号厚生

年金被保険者 同法第八条第一項に規定する組織委員会及び国

八・九 (略)



改正後	現行
<p>2 (略)</p> <p>（法第十四条第一項に規定する政令で定める職員等）</p> <p>第五条 法第十四条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員</p>	<p>2 (略)</p> <p>（法第十四条第一項に規定する政令で定める職員等）</p> <p>第五条 法第十四条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員</p>

改正後	現行
<p>（令和三年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）</p> <p>第二十六条の三十三 法第四十一条の二十三第一項に規定する政令で定める非居住者は非居住者で次の各号に掲げるものとし、同項に規定する政令で定める国内源泉所得は当該各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得（所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得をいう。）とする。</p> <p>一 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会（以下この項において「大会」という。）において実施される競技に参加する選手 所得税法第六十一条第十二号イ又は第十七号に掲げる国内源泉所得のうち、当該競技への参加（当該参加のために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）又は当該競技において収めた成績に基因するもの</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 次に掲げる外国法人から給与（所得税法第六十一条第一項第十二号イに掲げる給与をいう。以下この項において同じ。）の支払を受ける者 当該給与のうち、当該外国法人が国内において行う令和三年に開催される東京オリンピック競技大会（二において「東京オリンピック</p>	<p>（令和二年）に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例）</p> <p>第二十六条の三十三 法第四十一条の二十三第一項に規定する政令で定める非居住者は非居住者で次の各号に掲げるものとし、同項に規定する政令で定める国内源泉所得は当該各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得（所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得をいう。）とする。</p> <p>一 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会（以下この項において「大会」という。）において実施される競技に参加する選手 所得税法第六十一条第十二号イ又は第十七号に掲げる国内源泉所得のうち、当該競技への参加（当該参加のために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）又は当該競技において収めた成績に基因するもの</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 次に掲げる外国法人から給与（所得税法第六十一条第一項第十二号イに掲げる給与をいう。以下この項において同じ。）の支払を受ける者 当該給与のうち、当該外国法人が国内において行う令和二年に開催される東京オリンピック競技大会（二において「東京オリンピック</p>

ク競技大会」という。)の円滑な準備又は運営に関する業務(第七号及び第三項第一号において「東京オリンピック競技大会関連業務」という。)に係る勤務に基因するもの

イ〜ニ (略)

五 第三十九条の三十三の三第一項第二号に掲げる外国法人から給与の支払を受ける者 当該給与のうち、当該外国法人が国内において行う令和三年に開催される東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務(第三項第二号において「東京パラリンピック競技大会関連業務」という。)に係る勤務に基因するもの

六〜十一 (略)

2〜4 (略)

(令和三年)に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例)

第三十九条の三十三の三 法第六十七条の十六の二第一項に規定する政令で定める外国法人は次の各号に掲げる外国法人とし、同項に規定する政令で定める国内源泉所得は法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得で当該各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める業務として行う事業に係るものとする。

一 次に掲げる外国法人 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会(以下この号及び第三号において「東京オリンピック競技大会」という。)の円滑な準備又は運営に関する業務

イ・ロ (略)

ク競技大会」という。)の円滑な準備又は運営に関する業務(第七号及び第三項第一号において「東京オリンピック競技大会関連業務」という。)に係る勤務に基因するもの

イ〜ニ (略)

五 第三十九条の三十三の三第一項第二号に掲げる外国法人から給与の支払を受ける者 当該給与のうち、当該外国法人が国内において行う令和二年に開催される東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務(第三項第二号において「東京パラリンピック競技大会関連業務」という。)に係る勤務に基因するもの

六〜十一 (略)

2〜4 (略)

(令和二年)に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例)

第三十九条の三十三の三 法第六十七条の十六の二第一項に規定する政令で定める外国法人は次の各号に掲げる外国法人とし、同項に規定する政令で定める国内源泉所得は法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得で当該各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める業務として行う事業に係るものとする。

一 次に掲げる外国法人 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会(以下この号及び第三号において「東京オリンピック競技大会」という。)の円滑な準備又は運営に関する業務

イ・ロ (略)

<p>二 令和三年に開催される東京パラリンピック競技大会（以下この号及び次号において「東京パラリンピック競技大会」という。）を主催する外国法人 東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務</p> <p>三〇五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第六十七条の十六の二第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第二百三条第一項及び第二百十一条第一項の規定の適用については、これらの規定中「規定は、」とあるのは、「規定は、租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例）の規定並びに」とする。</p> <p>4（略）</p>	<p>二 令和二年に開催される東京パラリンピック競技大会（以下この号及び次号において「東京パラリンピック競技大会」という。）を主催する外国法人 東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務</p> <p>三〇五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第六十七条の十六の二第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第二百三条第一項及び第二百十一条第一項の規定の適用については、これらの規定中「規定は、」とあるのは、「規定は、租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項（令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例）の規定並びに」とする。</p> <p>4（略）</p>
--	--

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別表第一 貨幣の素材等（第一条関係）</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 百円の貨幣のうち令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの （表略）</p> <p>八〇二十六（略）</p> <p>二十七 五百円の貨幣のうち令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの （表略）</p> <p>二十八〇三十七（略）</p> <p>三十八 千円の貨幣のうち令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの （表略）</p> <p>三十九〇五十三（略）</p> <p>五十四 一万円の貨幣のうち令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの （表略）</p> <p>五五五〇五十七（略）</p>	<p>別表第一 貨幣の素材等（第一条関係）</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 百円の貨幣のうち令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの （表略）</p> <p>八〇二十六（略）</p> <p>二十七 五百円の貨幣のうち令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの （表略）</p> <p>二十八〇三十七（略）</p> <p>三十八 千円の貨幣のうち令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの （表略）</p> <p>三十九〇五十三（略）</p> <p>五十四 一万円の貨幣のうち令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの （表略）</p> <p>五五五〇五十七（略）</p>

別表第三 記念貨幣の発行枚数（第三条関係）

- 一 (略)
- 二 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する百円の記念貨幣 七千八百九十八万枚
- 三 二十 (略)
- 二十一 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣 八百万二千枚
- 二十二 三十 一 (略)
- 三十二 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣 百三十一万二千枚
- 三十三 四十七 (略)
- 四十八 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣 十二万三千枚
- 四十九 五十一 (略)

別表第四 貨幣の価額（第四条関係）

貨幣	額
貨	幣
	額

別表第三 記念貨幣の発行枚数（第三条関係）

- 一 (略)
- 二 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する百円の記念貨幣 七千八百九十八万枚
- 三 二十 (略)
- 二十一 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣 八百万二千枚
- 二十二 三十 一 (略)
- 三十二 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣 百三十一万二千枚
- 三十三 四十七 (略)
- 四十八 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣 十二万三千枚
- 四十九 五十一 (略)

別表第四 貨幣の価額（第四条関係）

貨幣	額
貨	幣
	額

<p>(略)</p>	<p>三十 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの</p>	<p>十一万 千百十 二元</p>	<p>三十一 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの</p>	<p>八千七 百九十 七円</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>四十一 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第三十</p>	<p>七万九 千七百 十三円</p>
------------	---	---------------------------	--	---------------------------	------------	------------	--	----------------------------

<p>(略)</p>	<p>三十 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの</p>	<p>十一万 千百十 二元</p>	<p>三十一 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの</p>	<p>八千七 百九十 七円</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>四十一 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第三十</p>	<p>七万九 千七百 十三円</p>
------------	---	---------------------------	--	---------------------------	------------	------------	--	----------------------------

<p>八号ハ、ホからトまで、リからルまで、ワ及びカに掲げるものにつきそれぞれ一枚を容器に組み入れたもの</p>	<p>四十二 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第三十八号ニ、チ及びヲに掲げるものにつきそれぞれ一枚を容器に組み入れたもの</p>	<p>二万六千三百九十一円</p>
<p>四十三 次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの</p> <p>イ 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むものうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第五十四号に掲げる各形式のもの</p> <p>ロ 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むものうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術</p>	<p>六十二万七千二百七十三円</p>	

<p>八号ハ、ホからトまで、リからルまで、ワ及びカに掲げるものにつきそれぞれ一枚を容器に組み入れたもの</p>	<p>四十二 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第三十八号ニ、チ及びヲに掲げるものにつきそれぞれ一枚を容器に組み入れたもの</p>	<p>二万六千三百九十一円</p>
<p>四十三 次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れたもの</p> <p>イ 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むものうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第五十四号に掲げる各形式のもの</p> <p>ロ 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むものうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術</p>	<p>六十二万七千二百七十三円</p>	



を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第三十八号ハからカまでに掲げるもの

ハ 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第二十七号に掲げる各形式のもの

ニ 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第七号に掲げる各形式のもの

を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第三十八号ハからカまでに掲げるもの

ハ 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第二十七号に掲げる各形式のもの

ニ 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する百円の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第七号に掲げる各形式のもの

改正後	現行
<p>（オリンピック・パラリンピック課の所掌事務）</p> <p>第九十条 オリンピック・パラリンピック課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関すること。</p> <p>二（略）</p>	<p>（オリンピック・パラリンピック課の所掌事務）</p> <p>第九十条 オリンピック・パラリンピック課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関すること。</p> <p>二（略）</p>

○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（令和元年政令第三号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後				現行			
<p>（法第三十五条第一項に規定する政令で定める職員等）</p> <p>第六条 法第三十五条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 一八（略）</p> <p>九 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員</p> <p>十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第三十五条第一項において準用する法第二十五条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例）</p> <p>第七条 法第三十五条第一項において準用する法第二十五条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>				<p>（法第三十五条第一項に規定する政令で定める職員等）</p> <p>第六条 法第三十五条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 一八（略）</p> <p>九 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員</p> <p>十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第三十五条第一項において準用する法第二十五条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例）</p> <p>第七条 法第三十五条第一項において準用する法第二十五条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

令和三年 東京オリ ンピック 競技大会 ・東京パ ラリンピ ック競技 大会特別 措置法施 行令（平 成二十七 年政令第 二百五十 六号）	第六條第 九	平成三十一年ラグ ビーワールドカップ 大会特別措置法（平 成二十七年法律第三 十四号）第十四条第 一項において準用す る同法第四条第一項 の規定により派遣さ れている職員	平成三十一年ラグビ ーワールドカップ大会 特別措置法（平成二十 七年法律第三十四号） 第十四条第一項におい て準用する同法第四条 第一項の規定により派 遣されている職員	令和三年東京オリ ンピック競技大会・ 東京パラリンピック 競技大会特別措置法	九	令和三年東京オリ ンピック競技大会・東京 パラリンピック競技大 会特別措置法（平成二
平成三十 一年ラグ ビーワー ルドカッ	第五條第 九	平成三十一年ラグ ビーワールドカップ 大会特別措置法（平 成二十七年法律第三 十四号）第十四条第 一項において準用す る同法第四条第一項 の規定により派遣さ れている職員	平成三十一年ラグビ ーワールドカップ大会 特別措置法（平成二十 七年法律第三十四号） 第十四条第一項におい て準用する同法第四条 第一項の規定により派 遣されている職員	令和三年東京オリ ンピック競技大会・ 東京パラリンピック 競技大会特別措置法	九	令和三年東京オリ ンピック競技大会・東京 パラリンピック競技大 会特別措置法（平成二
平成三十 一年ラグ ビーワー ルドカッ	第五條第 九	平成三十一年ラグ ビーワールドカップ 大会特別措置法（平 成二十七年法律第三 十四号）第十四条第 一項において準用す る同法第四条第一項 の規定により派遣さ れている職員	平成三十一年ラグビ ーワールドカップ大会 特別措置法（平成二十 七年法律第三十四号） 第十四条第一項におい て準用する同法第四条 第一項の規定により派 遣されている職員	令和三十一年東京 オリンピック 競技大会 ・東京パ ラリンピ ック競技 大会特別 措置法	九	令和三十一年東京 オリンピック 競技大会・東京 パラリンピック競技 大会特別措置法（平

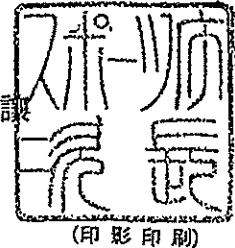
<p>ブ大会特 別措置法 施行令（ 平成二十 七年政令 第二百五 十八号）</p>	<p>（平成二十七年法律 第三十三号）第二十 七条第一項において 準用する同法第十七 条第一項の規定によ り派遣されている職 員</p>	<p>十七年法律第三十三号 （第二十七条第一項に おいて準用する同法第 十七条第一項の規定に より派遣されている職 員</p> <p>十 平成三十七年に開催 される国際博覧会の準 備及び運営のために必 要な特別措置に関する 法律（平成三十一年法 律第十八号）第三十五 条第一項において準用 する同法第二十五条第 一項の規定により派遣 されている職員</p>
<p>ブ大会特 別措置法 施行令（ 平成二十 七年政令 第二百五 十八号）</p>	<p>置法（平成二十七年 法律第三十三号）第 二十七条第一項にお いて準用する同法第 十七条第一項の規定 により派遣されてい る職員</p>	<p>成二十七年法律第三十 三号）第二十七条第一 項において準用する同 法第十七条第一項の規 定により派遣されてい る職員</p> <p>十 平成三十七年に開催 される国際博覧会の準 備及び運営のために必 要な特別措置に関する 法律（平成三十一年法 律第十八号）第三十五 条第一項において準用 する同法第二十五条第 一項の規定により派遣 されている職員</p>



30ス庁第236号  
平成30年7月26日

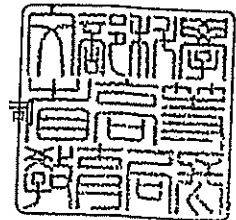
各国公私立大学長 殿  
各国公私立高等専門学校長

スポーツ庁次長  
今里



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長  
義本博



(印影印刷)

平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律による国民の祝日に関する法律の特例措置等を踏まえた対応について（通知）

平成30年7月20日付け30ス庁第235号で通知したとおり、「平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律」が平成30年6月20日に公布されました。

この法律では、東京オリンピック競技大会の開会式前日等について、国内外要人や大会関係者の安全・円滑な輸送及び警備と経済活動や日常生活の両立を図るため、国民の祝日に関する法律の特例として、平成32年に限り、海の日を7月23日に、体育の日を7月24日に、山の日を8月10日にすることとしています。

については、平成32年度の学事暦の設定に当たっては、この法律の趣旨を踏まえて、各大学等において適切に対応いただくようお願いします。

また、平成28年4月21日付け28ス庁59号で通知したとおり、学生が、オリンピック・パラリンピック競技大会等に参加することは、競技力の向上のみならず、責任感などの高い倫理性とともに、忍耐力、決断力、適応力、行動力、協調性などの涵養の観点からも意義があるものと考えられます。さらに、学生が、大学等での学修成果等を生かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる学生の社会への円滑な移行促進の観点から意義があるものと考えられます。この観点から、平成32年度の学事暦を変更する予定の大学もあるところです。

各大学等において、例えば、学生の同大会等への参加や同大会に係るボランティア活動への参加のため、学事暦の変更等を行う場合は、下記の諸点にも留意していただ

くようお願いいたします。

## 記

1 各大学の学則において、授業日や休業日の変更等についての手続きが予め規定されている場合には、平成32年度の学事暦について、例えば、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中（平成32年7月24日～8月9日、8月25日～9月6日）に、授業・試験を行わないようにするため、授業開始日の繰上げや祝日授業の実施の特例措置を講ずることなどが可能であり、学則の変更や文部科学大臣への届出を要しないこと。

2 1の学則の規定に基づく特例措置によらず、学則の変更が必要となるような学事暦の変更により対応を行う場合には、次の諸点にも留意する必要があること。なお、(3)については、1の学則の規定に基づく特例措置による場合にも、留意する必要があること。

(1) 平成25年3月29日付け24文科高第962号で通知しているとおり、各授業科目の授業期間について、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことを原則としつつ、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると思われる場合には、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定が可能となっていること。

(2) 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要に加え、10週又は15週を期間として行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げることができると認められることが必要であること。

(3) 授業期間の弾力化は、単位の修得に必要な授業時間を変更するものでなく、我が国の大学の単位制度の国際的通用性の観点から、基準に適合するよう十分留意すること。

(4) 学期、授業を行わない日及び授業日時数については、学則に記載することとされていることから、学則の変更が必要となるような学事暦の変更を行う場合には、公私立大学にあつては、文部科学大臣への届出が必要となること。

### 【添付書類】

1 学生のオリンピック・パラリンピック競技大会及び同大会に係るボランティア活動等への参加に当たっての教育上の配慮について（通知）（平成28年4月21日付け28ス庁第59号）

2 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）（平成25年3月29日付け24文科高第962号）

**【本件連絡先】**

(オリパラ特措法・ラグビー特措法一部改正法関係)

スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課

中平, 米山

電話 : 03-5253-4111 (内線 3494)

FAX : 03-6734-3955

(大学の学事暦等の取扱い関係)

文部科学省高等教育局大学振興課

塚田, 中村

電話 : 03-5253-4111 (内線 3338)

FAX : 03-6734-3387





ス 28 庁 第 59 号  
平成 28 年 4 月 21 日

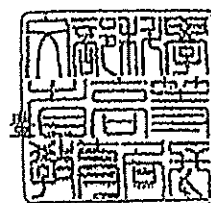
各国公立大学長 殿  
各国公立高等専門学校長

ス ポ ー ツ 庁 次 長  
高 橋 道 和



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長  
常 盤



(印影印刷)

学生のオリンピック・パラリンピック競技大会及び同大会  
に係るボランティア活動等への参加に当たっての教育上の  
配慮について (通知)

平成 32 年に東京においてオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会が開催されることとされており、今後、これらの競技大会及びこれらの競技大会に向けた選手強化合宿等 (以下「オリンピック・パラリンピック競技大会等」という。) に学生が参加したり、オリンピック・パラリンピック競技大会等の会場及びその周辺地域において学生がボランティア活動に参加したりすることが見込まれるところです。

学生が、オリンピック・パラリンピック競技大会等に参加することは、競技力の向上のみならず、責任感などの高い倫理性とともに、忍耐力、決断力、適応力、行動力、協調性などの涵養の観点からも意義があるものと考えられます。また、学生が、大学等での学修成果等を生かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる学生の社会への円滑な移行促進の観点から意義があるものと考えられます。

一方、大学における 1 単位の授業科目に必要な学修時間、大学等が学生に単位を与える際の要件、卒業要件等については、大学設置基準 (昭和 31 年文部省令第 28 号) 等に定めがおかれており、各大学等においては、日頃か

ら学生の学修時間の確保に努めていただいているところです。

については、学生が、オリンピック・パラリンピック競技大会等に参加する場合や同大会に係るボランティア活動に参加する場合には、下記の諸点にも留意して、学生への適切な指導等を行っていただくようお願いします。

## 記

1. 学生が選手又は指導者（日本オリンピック委員会強化指定選手、日本パラリンピック委員会強化指定選手及び各競技団体が認定する強化指定選手が強化活動を行う際に必要なアシスタントパートナーや競技パートナー等を含む）としてオリンピックパラリンピック競技大会等に参加する場合

オリンピック・パラリンピック競技大会等に選手又は指導者として参加を認められた学生が、十分な授業時間・学修時間を確保しつつ、これらに参加することができるよう、各大学等において、必要に応じ、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価などを行うなど、適切な配慮を講じること。

2. 学生がオリンピック・パラリンピック競技大会等に係るボランティア活動に参加する場合

各大学等の判断により、ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、オリンピック・パラリンピック競技大会等の会場や、会場の周辺地域等におけるボランティア活動の実践を実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を付与することができること。

### 【本件連絡先】

- オリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について  
スポーツ庁競技スポーツ課

電話：03-5253-4111（内線 2679）

- 学生に対する修学上の配慮及び単位の付与について

文部科学省高等教育局大学振興課

電話：03-5253-4111（内線 3338）

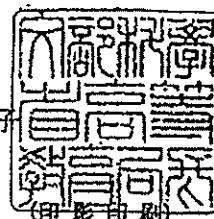


24文科高第962号  
平成25年3月29日

各 国 公 私 立 大 学 長  
独立行政法人大学評価・学位授与機構長  
独立行政法人日本学生支援機構理事長  
独立行政法人大学入試センター理事長  
大学を設置する各地方公共団体の長 殿  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長

文部科学省高等教育局長

板 東 久 美 子



大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等  
について（通知）

このたび、別添のとおり、「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第13号）」が平成25年3月29日に公布され、平成25年4月1日に施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨は、平成24年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の考え方を踏まえ、学生の主体的な学びを促進するため、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定を可能にするものです。

これらの省令の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らい願います。

## 記

### 第1 改正の概要

#### 1 大学及び短期大学における授業期間

各授業科目の授業期間について、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことを原則としつつ、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることが

できると認められる場合には、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定を可能にすること。(大学設置基準第23条及び短期大学設置基準第9条関係)

## 第2 留意事項

1 今回の改正は、知識伝達型の授業から、教員と学生が双方向に意思疎通を図る授業への改善を行うなど、各大学の創意工夫により、学生の主体的な学びを促進するためのものであり、従来から一般的である週1回の講義に限らず、同一科目の週複数回講義等の実施や、講義とフィールドワークを組み合わせた授業科目の実施、サービス・ラーニングの導入等、授業のあり方の多様化を推進するため、弾力的な学事暦の設定を可能とするものであること。

また、学事暦の弾力化を通じて、諸外国の大学の学生や教員との交流が促進されることも想定されること。

2 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要に加え、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげることができるものと認められることが必要であること。

3 今回の改正は、授業期間の弾力化であり、単位の修得に必要な授業時間を変更するものではなく、例えば、講義及び演習であれば、15時間から30時間の範囲の授業をもって1単位とするという大学設置基準第21条及び短期大学設置基準第7条に定めた単位の計算方法に基づき、我が国の大学の単位制度の国際的通用性の観点から、基準に適合するよう引き続き十分留意すること。

4 学期、授業を行わない日及び授業日時数については、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第4条第1項の規定により、学則に記載することとされていることから、学事暦を変更する場合には、学則の変更が必要になること。この場合、公私立大学にあつては、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第26条第1項第3号又は学校教育法施行規則第2条第1号の規定に基づき、文部科学大臣への届出が必要となること。

※ サービス・ラーニングとは、教育活動の一環として、一定の期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に生かし、また実際のサービス体験から自分の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラム。

### 【本件担当】

文部科学省高等教育局

大学振興課法規係

TEL 03-5253-4111(内線:2911)

FAX 03-6734-3387

E-Mail daigakuc@mext.go.jp

(別添)

○文部科学省令第十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

文部科学大臣 下村 博文

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「特別の必要がある」を「必要がある、かつ、十分な教育効果をあげることができる」に、

「これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」を「この限りでない」に改める。

（短期大学設置基準の一部改正）

第二条 短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「特別の必要がある」を「必要がある、かつ、十分な教育効果をあげることができる」に、「こ

(別添)

これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」を「この限りでない」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令 新旧対照条文

○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

改 正 案	現 行
<p>（各授業科目の授業期間）</p> <p>第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>（各授業科目の授業期間）</p> <p>第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。</p>

（傍線部分は改正部分）

○短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）

改 正 案	現 行
<p>（各授業科目の授業期間）</p> <p>第九条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>（各授業科目の授業期間）</p> <p>第九条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。</p>

（傍線部分は改正部分）

# 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令について

## 第一 改正の趣旨

平成24年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の考え方を踏まえ、学生の主体的な学びを促進するため、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定を可能にする。

## 第二 改正の概要

大学及び短期大学における各授業科目の授業期間について、10週又は15週にわたる期間を単位として行うこととする現行制度の考え方は原則としつつ、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、より多様な授業期間の設定を可能にする。

## 第三 施行期日

この改正は、平成25年4月1日から施行するものとする。